

令和4年7月11日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 令和4年7月11日 午後3時10分
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 令和4年7月11日 午後4時06分
- 3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	長崎 隆児
松崎 久則	荒牧奈緒子	西 孝則	村山 令子
元満 壽次	渋田 佳規	安武 昇	高原 尚広
吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太	宮本 重和
村山 安廣	池見 直喜		

(2) 欠席者

横大路一将	秋山 博敏
-------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	高原 康裕
係	松尾 翔太郎
係	大渡 貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第4条（知事）

議案第3号 農地法第5条（知事）

議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）（利用権）

午後3時10分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） 本日の出席委員数は18名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行については、[]、よろしくお願いいたします。

○議長（[]君） 現地視察のほう、お疲れでございました。

いよいよ暑くなりまして、体調が不良の方も少しおられるんじゃないかなというふうにご心配しております。

今日も[]と、それから[]が欠席されておられますけど、お二人とも入院されておるといってお話でもございますので、まだ回復されていないんであろうと。

それから、先月の軽トラ市につきましては、思いのほか出品物も多くて、お客様も12月に比べますとずっと多く、天候にも恵まれましたので、盛大な軽トラ市が開催されて非常によかったと思っております。

出品のありました皆様方、本当、ありがとうございました。また12月に開催されるであろうと思われますので、もし事前に作物の出品を予定していただいて、間に合うようなものがあれば、栽培なり、出品物をそういうふうで考えていただくとありがたいというふうに思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年度の第7回農業委員会総会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

.....

○議長（渡 孝志君） 本日の議事録署名委員は、[]と[]、よろしくお願いいたします。

.....

○議長（[]君） では、議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号7-5から、事務局のほうで説明をお願いいたします。

○係（[]君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号7-5について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法第3条の申請により売買を行い、農地として使用をしていくという内容です。譲受人は現在、年齢76歳で、古賀市内において御家族で農業をされております。農業従事年数は約6年と伺っております。現在の農業経営状況としましては、水稻をされておられます。所有する農機具としましては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を所有しておられます。続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページをお願いいたします。

今回の申請地は、九州高校グラウンドの北東に位置をしております斜線部の計6筆でございます。

す。権利の移転時期につきましては、現在、既に作付が行われているということで、今回の刈取りが終わる令和4年の10月の31日を権利の移転時期として予定をしております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、来期より水稻の作付を行っていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は4,903平米で、今回取得いたします面積を合計いたしますと8,560平米となりまして、50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問等がありましたらお願いいたします。ようございますかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第2号、番号7-2、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案書3ページをお願いいたします。

説明に入らせていただきます前に、利害関係者の方がおられますので、御退席をお願いいたします。

〔 退席〕

○係（ 君） それでは、説明を続けさせていただきます。

申請番号7-2と7-3につきまして、こちらは同時申請で同時許可でございますので、併せて説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（ 君） はい。

○係（ 君） それでは、説明をいたします。

今回の申請は、農地法第4条の申請により、農地改良のため一時転用を行う内容でございます。申請人、申請地等につきましては記載のとおりですけれども、こちら2人の関係としましては親子でございます。

次に、位置図の説明をいたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、北部ブラザの北西に位置をしております斜線部の4筆のうち、農地改良を行う面積としましては2,811平米です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、西、北から農地の広がりがあり、広がりがある10haを超えることから第1種農地というふうに判断をされますが、内容が農地改良のための一時転用ですので、例外的に許可可能なものであると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。5ページに現況図、6ページに計画平面図、7ページに断面図を記載しております。

6ページをお願いいたします。計画では、申請地内において整地を施しまして一つの大きな農地にした上で、その中で花の苗、また、野菜等の栽培をする計画でございます。雨水排水につきましては、浸透排水のほか、申請地内に水勾配を設けまして、申請地北西側と南側に柵を設けまして、そこから水路へと排水をいたします。雑排水等はありません。

次に、切土、盛土について説明をいたします。7ページをお願いいたします。こちらは断面図を記載させていただいておりますが、切土の部分につきましては1.5m程度、盛土の部分につきましては2m程度を行う予定としております。

最後に、地元水利承諾書について御説明をいたします。地元からは、令和4年の6月20日付で、無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

こちらにつきまして、地元委員の方から、何か御意見等、補足等がございましたら、お願いをいたします。

○委員（ 君） 本案件につきましては、安武委員が当事者ということですが、この案件につきまして、水路、道路があります。それについては土砂の流出等を防止するということなどを条件に、地元からは承諾を頂いているということを知っております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

説明が終わりました。御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。 。

○委員（ 君） 実は、農業新聞6月号に、盛土規制法が成立したという記事がありました。これは、公布は6月の27日なんですけど、施行は来年5月までというようなことでございますので、まずはもって、まだその規制の中ではないというようなことでございますが、住宅、農地、農地改良など、全般に及んでこの規制法がつくられております。

やはり、熱海市のあの土砂災害、あれからの部分がかなりこの内容に盛り込まれております。

それで、この案件についての、今回の盛土につきましては、周囲に水路、道路、ございます。ちょっと高台になっておりますので、やはり、業者の方と厳密な打合せの上、土盛をしていただきたいというふうなことでございます。

質問というわけではございません。こういう法律ができた上でありますので、慎重かつ十分な

協議の上施工をしていただきたいというようなことだけでございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

事務局の返事はないでしょうから、その辺を確認した上で、安全勾配を取るという説明でございましたので、その辺だけ留意してお願いしたいということでお願いします。

ほかに質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10/10名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

〔 着席〕

.....

○議長（ 君） それでは、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号7-7、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案書8ページをお願いいたします。

農地法第5条の許可申請、申請番号7-7について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、駐車場に転用する内容でございます。申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

次に、位置図の説明をいたします。議案書の9ページをお開きください。申請地は、熊鶴橋の東側に位置をしております斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、他地目で分断があり、広がり10ha未満であるため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。10ページに現況図、11ページに計画平面図、12ページに断面図を記載させていただいております。

11ページをお願いいたします。計画では、申請地内におきまして、普通車5台分、大型車2台分の駐車場を設置する計画となっております。場内の路面に関しましては、碎石を敷く予定となっております。雨水排水につきましては、申請地西側に側溝を据えまして、そちらで集水したものを最終的に油水分離槽を通して道路対側地の側溝へ接続し、排水をいたします。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。12ページをお願いいたします。申請地内におきまして、切土は最大で40cm程度、盛土も一部ございまして、そちらは60cm程度の計画となっております。隣地境界につきましては、ブロック積みで土砂等の流出防止を行う予定としております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。地元からは、筵内農区から令和3年の12月23日付で頂いております。また、農区ではございませんけれども、米多比区、行政区でございますけれども、そちらのほうからも工事に関して同意をするといった内容のものを、令和3年12月の22日付で書面として頂いております。

内容につきましてですけれども、筵内地区のほうから、敷地内に側溝と油水分離槽を設置すること、また、駐車場以外に使用をしないこと、また、隣地に合わせて道路をセットバックすること、産業廃棄物等の持込みはしないこと等の条件を付して承諾がっております。

また、こちらは事前審査会の際に少し質問があったので、併せてお答えをさせていただきますと、地元の承諾があったのが令和3年の12月の23日付でございます。このほど申請があつておりました、その間何かあつておつたのかといった質問を頂いておりました。

申請人のほうに確認をいたしましたところ、そちらについては、書類の準備等で時間がかかってしまったといったところで説明を頂いています。特に地元等で何かトラブルがあつたとか、そういったことではないということで話を伺っております。

先ほどの件につきまして、地元の委員さんのほうから何か補足等ございましたら、よろしくお願いたします。

○議長（ 君） 、お願いします。

○委員（ 君） 去年の6月に一応開発の依頼がありまして、6月23日に開発委員会を開いております。一応、再度現場の確認をいたしまして、問題はないということで承認しております。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

先ほど説明がありました中に、米多比区の行政区のほうからも、賛同の意をもらったという説明がございました。米多比区の農業委員さん、何か補足的にございましたら、どうぞお願いします。

○委員（ 君） と申します。今言われましたように筵内と米多比の境でございます。そして、今舗装されているところは、前の細い道の中心点から2.5m米多比のほうにセットバックして水路を付け替えております。

米多比のほうにいわゆる排水路として、米多比のほうの水路に出されるということで、それも本来的には問題があると思いますし、今、やぶになっている所、農道ということで寄附願もされていないということですので、じゃあ、それを寄附されるのかどうか。

また、寄附された場合、誰が舗装をして工事をするのか、そういうもの何も決まっていないのということで、非常に米多比区としては困って、仕方なしに承諾されたと思っております。そ

ういうふうな経緯があります。

ですから、私がここでどうこうということはできませんし、行政区長さんの非常に怒りのあったということも確かでございます。

ですから、農業委員会は直接関係があるかどうか分かりませんが、市のほうとしても、市のほうがどういう後処理をするのかというのがまだ分からない時点で、米多比としては渋々承諾されたんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（ 君） 米多比の行政区長が印鑑を押して出す場合に、農区長なり農業委員にそういう説明とかはないんですか。話し合う機会というか。

○委員（ 君） 行政区長から農業委員に対してはありましたけれども、農業委員としてどうこうということはできないんです。

○議長（ 君） その時点で行政区長に条件をつけるように、農業委員のほうから意見は言えないんですか。

○委員（ 君） うちが開発委員会というのがありまして、一応、本来的にはそこに全部来るんですけど、そこに一番最初から来ていないんですね。ですから、地域の人たちから、問題が起こって区長さんが動かされたというような形ですので、いわゆる全体的な話し合いというのは何もなされていないということです。

途中いろいろ相談にありましたので、例えば設計業者だけ来て地権者が来なかったとか、業者が来なかったというような形がありましたので、そんな説明会は駄目だということで、そういうものは全部、行政区長さんのほうに一応指摘をして、問題解決をするようにということでした。

ですから、その後何回か話し合いがありましたけど、判を打たれたと思うからこういうふうになったんでしょうけど、状況としては恐らく渋々されたということがあります。

ですから、こういう場合、当初したときに、境界のところあたりがお互いに前もって話し合うような形をつくるべきではなかろうかなと思っております。

以上です。お願いします。

○議長（ 君） 分かりました。

行政区の境というのは、こういう場合に難しいですよ。

必ずできるかどうか分かりませんが、例えば筵内地区の開発委員会のほうから、米多比区の開発委員会なりに、こういう開発の話が出る、こういう条件をつけて、一応地元としてはオーケーを出そうと思えばよいか、そういうのが事前に接点があると、片方の要望とか、指摘とか、そういうものが事前に少し業者なり相手のほうにも行くのかなという気はしますけれど、

今のシステムではちょっと難しいですね。

完全な地元側じゃないんで、米多比側がいろいろな条件をつけるというのも、システム的にはちょっと難しい問題かなという気はします。どんなですかね。

○係長（ 君） 農業委員会事務局の立場で申し上げさせていただきますと、先月の末、締切り間際になって、一応こういうふうな案件があるということで申請が上がってまいりまして、そのときに既に地元のほうで同意に至っているというふうな形で、書類とか形式が整っていたものですから、それは一応地元のほうへ話がついているだろうということで、それは受理いたしました。

いろいろいきさつがあったというのは、後から情報としては入ってきてはおりますけれども、一応、地元のほうでは同意ということで最終的には判がついておりましたので、議案に通常どおり上程させていただいているところです。

○議長（ 君） 形としてはこういうふうになるんだろうとは思いますが。

それから、現地でもちょっと意見が出ておりましたけど、セットバックしたって、そこを舗装するわけでもなし、ただセットバックしただけで、所有者は変わらない、移転もしない、登記ももちろんしないんでしょうけど、そういう問題が出ますので、それをどこで指導できるのか、条件付ができるのか、それは地元の開発委員会の条件の中に入れておかざるを得ないんでしょうかね。

事務局。

○係長（ 君） ひとつ一定規模以上になると、1,000m²以上の開発とかというふうになると、指導要綱という、市と事業者さんとの間で話合いの場は設けることにはなるんですけども、現在の指導要綱の仕組みの中では、今回は指導要綱の範囲外、以下の面積となっておりますので、今回はそのような指導は行われておりません。

セットバックについては、これまであの地区が開発があった分が全て同様にセットバックをしてきているものでして、セットバックしている理由としては、管理という部分はあるんでしょうけども、いきなり車が急発進で出てきたり、生活道路でもあるので、そういったことがないように、ちゃんと出入口からは少し余裕幅を持って、そういった施設を設置してくださいという、そういった内容の御主旨ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（ 君） あそこは、隣の開発も、セットバックはしておるけど、実際には舗装ももちろんしていない、水路もない、その先に当たってはブロックまで突き出たような、セットバックしたところもブロックがついてあるような状況ですよ。

だから、今回いろいろなことを言うても、既にその横がそういうことで開発されておって、今

回どうこういうことにはならんだろうとは思いますが。

先ほど言っていたように、行政区境については、こういう問題が出ますので、事務局のほうでも、地元の農業委員さん、農区長でもいいけど、こういう条件をつけられる場合もありますけどとか、何かそういうアドバイスのなことでも事前にさせていただくと、地元も気がつくかなと、だから横と調整したりできるかなという気もしますので、その辺注意をしておっていただければと思います。よろしくお願いします。

○係長（ 君） 承知しました。

○議長（ 君） ほかに御意見。はい。

○委員（ 君） セットバックしたら、そのセットバックした後は、誰が、行政のほうで責任を持って舗装したりとかなんとかというのは、普通やったらするとやろ。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） これまでの部分が、行政のほうから言ってセットバックしてもらったというのではなくて、これは地元から引いてくださいという、そういう地元のお話合いの中でセットバックという話が出ていたのだというふうに記憶をしています。

○委員（ 君） そうなんですね。ということは、セットバックせんならせんでもよかったということなんですね。

だから、こういうふうになると、宙ぶらりんになってしまう。セットバックした部分が、何も利用されん、道路として利用されんような状況になっている。あそこも電信柱もあったし、それも、当然利用していかんとセットバックした意味がないことになる。

だから、今度は1,000平米以内だから指導要綱はなかったとしても、協力したからセットバックした。それは行政なんかが責任持ってその分、道路幅をきちんと広くするとか、電柱を移転するとかというのはしていない、全くセットバックした意味がないようになってくると思う。

セットバックした、変なブロックのつき方も、あそこ2か所ぐらいありますけど、セットバックしてあるのか、自分の土地の権利を主張しているのかちょっとよく分からんような部分がありましたよね。

そこは最終的には、あのままやったら行政は困るっちゃんないですか。やっぱり一緒に解決しとかんと。

○議長（ 君） 電柱は移設はするっちゃんないの。

○係（ 君） 電柱の移設に関してですけど、今回の申請者と電柱が建っているところの持ち主の方に、まだ実際、それぞれお話ができていないということなんですよ。ただ、申請者側の意思としては、その所有者のほうにお話に行って、もし動かしてもらえとか、そういう余地があるならしていきたいというふうには話しております。

- 議長（ 君） していきたいぐらいのこと。
- 係（ 君） 現段階で、まだ両者で話ができているわけではないということで。
- 議長（ 君） いや、あそこトラックを2台止めるやろ。
- 係（ 君） 場内にですね。
- 議長（ 君） その出入りにはあの電柱は邪魔になろう。
- 係（ 君） あの電柱が、先ほど現地で説明をしたときに、4 t車と10 t車というふうにお伝えをしたんですけども、10 t車で入れるかどうか試してみたみたいなんですよ。一応電柱があっても通れるらしいんです。

ただ、通りながら少し、多少圧迫感があって、もしかしたら当たるかもしれないみたいな不安はあったみたいなので、今回の申請者と、その持ち主のほうで話を今後していこうかなというような話があります。

- 議長（ 君） だから、あそこを道路として使う以上は、最低業者に、それは地権者と十分協議して移転してもらうこと、そういう条件付じゃないばってん、そういう指導はできんのか、農業委員会として。
- 係長（ 君） 農業委員会のほうから電柱の移設をなさいであるとか、セットバックをなさいまでというのは多分言えないと思うんです。道路管理者として、例えば建設課であったり、そういったところが、どうしても通りづらいから動かしてもらえませんか、それでも多分「動かしてもらえませんか」とか、そういったお願いベースの話にはなってくると思うんですけども。

- 議長（ 君） セットバックしたって何もならない。活用ができんしさ。
- 委員（ 君） 古賀市としては、セットバックの譲り受けをしていないですよ。セットバックはさせるけど、その土地は古賀市にしても、寄贈というか、それを受け付けないというのが結構ありますよね。

全部が全部セットバックしたやつを受け付けて古賀市が管理をするという状況になれば、もっと早いんだろうと思いますけど、でも、セットバックしても、セットバックはさせても、それは、古賀市は受け入れませんよと、その土地は帰属しませんよという形になるのが大分ある。

だから、フリーになればフリーになるほど古賀市は受け付けないというのがあるみたいなんですけど、その辺は、農業委員会じゃなくて、建設課のほう側になるんですか、管理そのものは。

- 議長（ 君） どうぞ、事務局。
- 係長（ 君） 委員おっしゃられるとおりで、建設課といいますか、道路を引き受ける場合、寄附を受け付ける場合、どんな道路でも市では受け付けるというふうな形は取ってなくて、現在の基準では、6 m以上の幅員を有している道じゃないと寄附として受け付けないという

基準がありますので。

今回のところは、セットバックはされたかもしれないんですけども、それがその条件に該当するかどうかというのは、まだ分からないところでして、セットバックした上で、6メートル以上の幅員を確保できるきちんとした場所であることであれば、市道として引き受けることもあるのかなというふうに思っております。

ただ、ここは農業委員会の場合でございますので、私はその要件に関して正確に今お答えできないので、私が聞いている範囲ではそういうふうなことだというふうに伺っています。

○議長（ 君） 安武委員。

○委員（ 昇君） そのことに対して、農業委員会はセットバック、結局、農地をそういうふうにするときは、農業委員会が関わってセットバックという条件をつくるんだけど、そこから先は知りませんよという状況になるから、こういうことが起きるので、だから、農業委員会のほうから建設課でも市のほうにでもいいですけど、提言して何もかも受け付けるという状況をしていかないと、こういうのがずっと山積みになっていくと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 農業委員会の目的というのは、あくまで規制する理由としては、農地であったり、営農に支障が生じないようにさせることが重要でして、今回の道路を使いにくくなることによって、例えば農業用の大型機械が通行に支障が出るとか、連担制に支障が出るとか、そういったことがあれば、規制といいますか、許可をしないであったりとか、条件をつけたりということは可能だと考えられます。

ただ、今回の場所につきましては、例えば、営農というか、周囲に農地がありませんので、そのことをもって、農業委員会としてセットバックをなさいますとか、寄附をなさいますとかいうのまでは言えないのかなというふうに考えています。

○委員（ 君） 分かりました。

○議長（ 君） 。

○委員（ 君） このセットバックについては、指導要綱のほうが、指導というような立場だけで、市に帰属しなさいというような、そこまで踏み込んでおりません。それでこんな問題が起きています。

今現在、市が行っているのは、市街化区域のみ、職権で、それこそ分筆して、こういった舗装は当然されておるところもありますので、そういうところだけを指定をする状況でございます。

今回、指導要綱のほうで分筆までさせればいいんですけど、そこまで踏み込んで、そして舗装までしなさいというような方向まで、市の指導要綱を少しきつく変えていただけたら、そこまで踏み込んでいただきたいと思います。

それをしたら、このような問題は起こってこんわけですから、だから、その辺まで考えていた
だきたいと思います。

○議長（ 君） 要望としてでいいですか。

○委員（ 君） 結構です。

○議長（ 君） ほかに。

○委員（ 君） 恐らく今は、指導要綱というのは、あくまでも最低限のいわゆる
状況だったと思います。ですから、本来的に今の状況ができるのは、やはり、各地区の開発委員
会あたりが相当強く言わない限り実際的にできないと思います。

以上です。

○議長（ 君） そういうことでしょうね。

休憩に入ります。

午後 3 時 53 分休憩

.....

午後 4 時 01 分再開

○議長（ 君） 再開いたします。

議案第 3 号の番号 7—7 について、御意見、御質問がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成いただけます農業委員の方、
挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手 12 / 12 名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） それでは、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の承認について（利用権貸借）で、番号 7—1 6 から説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案第 4 号について御説明をいたします。1 3 ページをお開きくださ
い。農業経営基盤居以下促進法第 1 8 条第 1 項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用
地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。
新規で 5 件の申出がっております。

それでは、御説明いたします。

申請番号 7—1 6、青柳にございます 3 筆で、合計面積が 4, 3 4 8 平米、貸付人、借受人は
記載のとおりです。令和 4 年 7 月 1 2 日から令和 9 年 1 2 月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号 7—1 7、青柳にございます 1 筆で、面積が 1, 5 4 7 平米、貸付人、

借受人は記載のとおりです。令和4年8月1日から令和6年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号7-18、青柳にございます1筆で、面積が1,038平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年8月1日から令和6年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号7-19、薦野にございます1筆で、面積が62平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年8月1日から令和24年4月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号7-20、薦野にございます3筆で、合計面積が1,655平米、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年8月1日から令和24年4月末までの貸借りとなっております。

なお、13ページの申請番号7-17、7-18につきましては、申請人が農地所有適格法人以外の法人であるため、適切な営農が行われていない場合などに、契約を解除できる解除条件付の要件設定となっており、誓約書を徴収しております。また、実情といたしましては、障害者施設として農地を借受け、入居者の作業の一環として農作業を行っていくと伺っております。

なお、申請番号7-19、7-20については、2月、3月の定例総会で議案上程いたしました薦野・清灌基盤整備予定地区の農地中間管理機構への預入案件の追加で行うものとなっております。

最後に、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理しております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでございますので、採決に移ります。

賛成いただけます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成、ありがとうございます。

午後4時06分閉会
